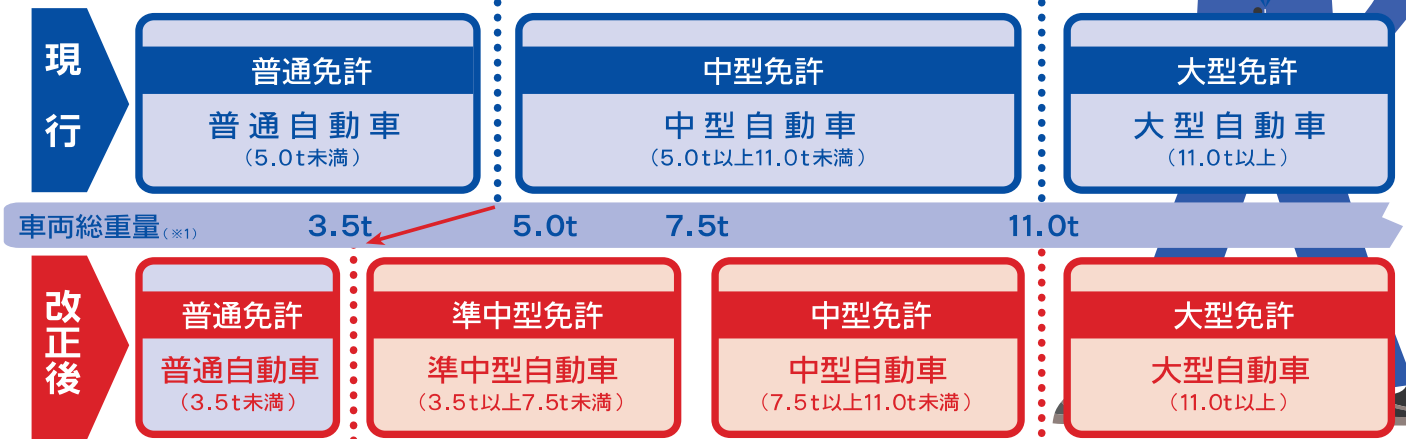
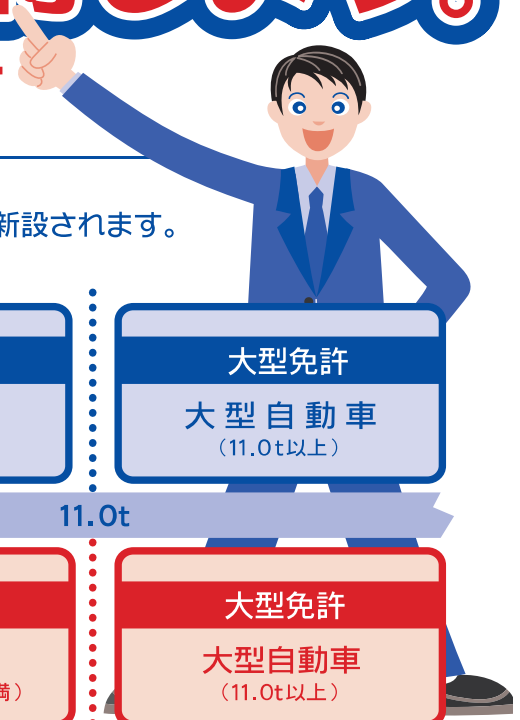




2017年3月の 法改正前に 免許を取得しよう。

普通免許取得にあたって

平成29年(2017年)3月12日(日)施行の改正道路交通法により、
自動車の種類として「準中型自動車」が、免許の種類として「準中型免許」が新設されます。
この改正により、普通自動車の大きさ等が次のとおり変更されます。



(※1) 車両総重量は「自動車検査証」に記載されています。最大積載量ではありませんのでお間違えのないようご注意ください。

3月12日以降に取得した改正後普通免許では
運転できる車の範囲が狭くなってしまいます。

2017年3月の法改正前に普通免許を取得した場合のメリット

メリット1

3月11日までに現行普通免許を取得すると…

改正後普通免許より乗れる車の範囲が広く、最大積載量2トンクラスの小型トラックなども運転できます。

メリット2

就職などで、のちに準中型免許が必要となった場合でも…

★「現行普通免許」を取得していれば

(※2)

学科0時限
技能4時限

(※3)

+ 技能審査

だけでOK!

★「改正後普通免許」を取得した場合

(※2)

学科1時限
技能13時限

(※3)

+ 技能検定

とんなにかがる!

(※2) 普通免許がAT限定の場合は、技能が最短4時限追加となります。(※3) 技能の時限数は最短での時限数です。

11月以降、春まで自動車学校は大変混み合う時期となります。

1日でも早く入校し、確実に3月11日までに「現行普通免許」を取得しましょう!!